

京都市上下水道局告示第29号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成28年8月26日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市西京区下津林東大般若町27番地2  
株式会社堀川水道  
代表取締役 堀川 清忠

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市南区久世上久世町149番地1から京都市西京区下津林東大般若町27番地2  
に変更

(上下水道局下水道部管理課)